

田井等孤児院と日本軍「慰安婦」問題

—沖縄戦直後の各地の孤児院研究その 2 と戦争犠牲者の類型—

Taira orphanage and the Japanese military sex slave issue
- orphanages and war victims on the Island of Okinawa post WW2 -

浅井 春夫
ASAI, Haruo

Abstract

Taira Orphanage was established on the site of the Taira Prison Camp, and along with the Yuza Orphanage was one of the first established orphanages on the Island of Okinawa following the end of War War II. Orphanages were established at each of the former prison camps, and were at the forefront of postwar relief and care for the people of Okinawa. Orphanages were opened in eleven or twelve other areas around the island and women nurses were recruited to work with the upbringing of the orphans. There is, however, proof from testimonies that many of these women were in fact former Korean sex slaves. It is unclear as to whether these former sex slaves were brought over from Korea with soldiers to Japan, and it in fact remains unknown how they ended up in Okinawa or whether they were even repatriated back to Korea following the conclusion of hostilities. But it should be accepted as a historical fact that these women worked dutifully in the orphanages caring for weak and malnourished children of Okinawa following the end of the War.

Key words: Taira Orphanage, Japanese military sex slaves, Korean sex slaves, war victims, compulsory orphanage workers, The Battle of Okinawa

要約

田井等孤児院は、沖縄戦後に田井等収容所に開設された孤児院であり、コザ孤児院とともにもっとも初期段階で開設された孤児院である。沖縄において孤児院は、各収容所に設置され、養老院とともに戦後の住民救済の最前線にあった。孤児院は沖縄本島で 12 ~ 13か所が設置され、養育係の女性たちは献身的に業務をこなしていた。その中に朝鮮人「慰安婦」であった女性たちが従事していたことも証言などから明らかになっている。元「慰安婦」の女性たちがどのような経路で孤児院に従事し、また帰国して行ったのかはわかっていない。しかし敗戦直後の孤児院で多くの子どもたちが衰弱死する状況の中で、養育係として献身的に従事した歴史的事実は記録にとどめておくべきことである。

はじめに—各地の孤児院研究その2—

本稿の題名は、「田井等孤児院と日本軍『慰安婦』問題」であり、何が主題になっているのかはわかりにくいかもしれないが、戦後沖縄においては日本軍の敗北によって解放（実際には放置）された「慰安婦」（戦時性奴隸）の人々が孤児院に従事し、養育者としての役割を果たしていた事実が散見されており、本稿において、①孤児院からみた沖縄戦の特殊性、②沖縄の孤児院の歴史的形成の特徴、③（元）日本軍「慰安婦」の孤児院での従事が意味することについて整理してみたい。

いうまでもないことであるが、1945年6月23日に、沖縄における陸軍の最高責任者（第32軍司令官）である牛島中将が本島最南端の摩文仁の丘（現在の沖縄平和祈念公園）で自決し、軍隊は中枢部を失ったことで空中分解し、沖縄戦での日本軍の敗退が確定した。日本軍（陸軍第32軍）は戦後の荒廃した沖縄の応急処理能力も崩壊しており、戦勝国である米軍もまた孤児院に関する管理能力は極めて乏しかったのが歴史的な現実であった。それとともに日本軍の支配下にあった「慰安婦」たちも生活の糧と住居を失うことになった。日本軍から解放された「慰安婦」の人々が生活の場として辿り着いたのが孤児院であった。こうした特殊な歴史的状況下で、戦後沖縄の孤児院が存在し、歴史の一時期に米軍管理の下で生き残った住民の混成集団として孤児院の養育が行われたのである。

こうした歴史的局面は、1944年7月の“サイパン玉碎”=米軍の完全制圧、同年の那覇市への10・10空襲（10月10日、米機動部隊に南西諸島全域に5波に及ぶ大規模な空襲があり、沖縄の主要な飛行場と港湾施設と県都那覇市のほとんどが無残に破壊され、戦局はすでに見えていた）の時点で日本軍の敗北は決定的であった。しかし日本の戦争指導者たちは、「国体護持」=天皇制の存続を含む有利な講和条件をつくるために降伏を先延ばしにして、沖縄戦は時間稼ぎの持久作戦としての側面が強く押し出されたのである。この持久作戦は、本土決戦論と「講和」条件を日本にとって有利に引き出すという二つの側面を持っていたが、本土決戦と決戦回避という矛盾する内容でもあった。

こうした本土防衛のための引き伸ばし作戦が、沖縄戦、日本本土への空襲、原爆投下、ソ連軍による「満州」入植者への迫害の事実とともに、「小笠原諸島や硫黄島の住民が強制疎開による難民化や地上戦への参加を含む軍務動員を強いられたことは、現在の日本国内でもあまり知られていない」〔石原俊（2013），p.136〕のが実際である。

3か月におよんだ「鉄の暴風」は沖縄の原風景を一変させ、軍民合わせて約22.7万人の死者（沖縄県14万9,329人、県外7万7,380人—「平和の礎」刻銘者数—2014年6月現在）を出す悲惨な戦闘であった。沖縄戦と孤児院研究は、現在の政治情勢を考えれば、本源的に反戦の思想なしには研究することは不可能である。多くの子どもたちが戦場とともに収容された孤児院で死に絶えている現実、また日本軍によって殺されている現状〔大田昌秀（1982），pp.166-169〕、さらに日本軍「慰安婦」の若き女性たちが慰安所での強制的な管理生活から解放され、孤児院従事者に

なっている歴史的事実は、国家間の組織的暴力が一人ひとりの人間とくにもっとも弱い存在とならざるを得ない女性と子どもの人権を踏みにじることを物語っている。とくに孤児院に元日本軍「慰安婦」が従事するという歴史の局面は沖縄戦の極めて特殊な状況である。

各地の孤児院研究その2

「各地の孤児院研究その2」としたのは、浅井（2013）「沖縄戦と孤児院」を発表し、浅井（2014）「コザ孤児院と高橋通仁院長の歩み」、同（2014）「コザ孤児院の四年間とその歴史的意義」などの論稿をまとめてきた。それらを「各地の孤児院研究その1」とすれば、今号の内容は「その2」となる。

本稿では、田井等孤児院を取り上げて、そこでの戦争犠牲者としての戦災孤児の実態を明らかにし、とくに元日本軍「慰安婦」の人々が孤児院に従事せざるをえなかつた事実を確認したいと思う。戦争は終了したとしても、その後もまた戦争孤児たちはいのちの安全さえ保障されることにはならなかつた。戦争は子どものいのちと人生を無残に奪うことをあらためて本稿を通して訴えたいと思う。

今後の研究課題として、辺土名孤児院、福山・大久保孤児院、百名孤児院、石川孤児院、首里孤児院などの孤児院の個別研究を、「各地の孤児院研究その3、4、5…」とすすめていきたいと考えている。しかし瀬嵩孤児院、古知屋孤児院、久志孤児院、前原孤児院、糸満孤児院などはほとんど記録や資料が残されていないのが実状である。ほとんど未開拓の歴史研究の分野であるので、少しづつでも資料を掘り起こし、文章を紡いでいきたいと考えている。

本稿で明らかにしたい課題

本稿の課題の第1は、田井等孤児院の実態を史料と証言などを通して、できるだけ史実に即して把握することである。田井等収容所のなかに存在した孤児院であるが、その独自の役割は何であったのかを意識して論述してみたい。

第2に、孤児院従事者としての元日本軍「従軍慰安婦」が戦後の孤児院で世話係＝養育実践者として役割を果たしてきたことを確認することである。なぜ朝鮮人「従軍慰安婦」の人々が孤児院の従事者になったのかについて、これまで明瞭化されていないが、その点に関しても推論を提起してみたい。

日本軍「慰安婦」が孤児院従事者として存在していた事実を隠す上でも、孤児院の従事者の記録を消滅・廃棄している可能性が大きいのではないかと推測する。

第3として、今日、日本軍「慰安婦」問題をめぐって、さまざまな歴史修正主義が勢いを増しているが、厳然たる事実を否定し、歴史の闇に葬ろうとしている動きに、沖縄における日本軍「慰安婦」と孤児院の実態からまつとうな歴史記述を補強していくことである。いかに事実を否定しようとしても、犠牲になった人々の人生がそこにあったことは消すことはできない。

歴史の論述を修正することはできても、歴史の事実をゆがめることはできない。田井等孤児院

を通して事実の持つ重みと当事者の記憶を辿ることで戦争の本質をあらためて確認したいと思っている。

1. 沖縄戦の現実と子どもたちの死

沖縄戦後の現実

防衛研修所戦史室に所蔵されている防衛研修所戦史室編『沖縄作戦講和録』（陸上自衛隊幹部学校、1961年）において「沖縄の一般的な観察」として、「沖縄は今次大戦における唯一の国内戦の戦場となった県であり、物量を誇る米軍に対して約3カ月の長期に亘って悪戦苦闘した結果、全県民過半数が遺族となり、平和な緑の島が血の島と化して一瞬に父祖伝来の家財を失った挙句の果は敗戦となり、行政分離という同胞としては最も耐え得られない冷厳な現実の下で多年苦しみ悩んだのであります」と記述されている。

講話者は「いずれも沖縄作戦に関しては直接の体験並びに貴重な資料と識見を有する方々」であり、元32A高級参謀 八木博通大佐、元大本営陸軍部作戦課長 天野正一少将、元32A航空参謀 神直道中佐、引揚援護局勤務校正事務官 馬淵新治、元那霸警察署長 具志堅宗朝、その他島内協力者などの名前が挙げられている。その内容は「同戦史研究上極めて貴重なものである」[前掲No.5-p.5]。

『沖縄作戦講和録』から重要な内容を紹介しておこう。

沖縄タイムス社長・高嶺朝光の講話では、「軍の士気規律等について」、「日本軍は慰安婦を置いていたが、米軍はそんなことはなく女性に関する事故は聞かなかった。日本軍はぜいたくな物資を使用し、当時物資緊迫の関係もあるが住民を羨望させた」ことが語られている [前掲No.5-p.9]]。日本軍が「慰安婦」を集団として帶同させていたことがここでも明確に述べられている。

子どもたちの“戦死”

「陸軍関係戦闘協力者」(1950年3月末申告数) 48,509人（原史料で表1の合計総数と表2の内訳総数では10人違っている）のうち、年齢区分でみると、75歳以上383人、14歳以上74歳まで3万6,633人、14歳未満1万1,483人となっている。沖縄戦の実相には「14歳未満の死没者数が全死没者数の1／5弱に相当する一事とともに、小児・幼児の被害が多いと言う国内戦の悲惨な実情」[前掲、No.5-20] があった。

表1) 沖縄戦の14歳未満の戦没者

年齢	死没者数(人)	年齢	死没者数(人)
13	1,074	6	733
12	757	5	846
11	696	4	1,009
10	715	3	1,027
9	697	2	1,244
8	748	1	989
7	767	0	181
		合計	11,483

出所) 防衛研修所戦史室編(1961)『沖縄作戦講和録』No.4-20

上記では「陸軍関係戦闘協力者」となっているが、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年4月制定、以下「援護法」）では、支給対象者は、「国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人軍属及び準軍属並びにその遺族」である。ただし、軍人については、1953（昭和28）年8月に軍人恩給が復活し、原則として恩給法が適用されることとなったため、遺族年金や障害年金の支給対象者は主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族と規定されている。

援護法では、軍属の「戦地勤務の陸海軍部内の雇員、よう人等」もしくは準軍属の「戦闘参加者」と位置づけることによって、援護法に基づいて遺族給付（軍人軍属の遺族への「遺族年金」、準軍属の遺族への「遺族給与金」）を受けることになった。そのことは援護法でいう「国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人軍属及び準軍属」として支給対象となることで、靖国神社に英靈として祀られることになった。したがって沖縄戦の日本軍による住民抑圧などの実相は、軍人はもとより遺族から語られることを阻害してきたのである。

先の14歳未満の死没者1万1,483人の「国内戦に果たした業務」を分類すれば、以下の表2のようになっている。ただし「業務」（継続して行う仕事）として分類されているが、実際には軍の命令による強制・管理された“奴隸労働”であったことは言うまでもない。

表2) 沖縄戦における14歳未満の戦没者のケース類型

戦没に至る理由	死没者数(人)	戦没に至る理由	死没者数(人)
壕提供	10,101	弾薬運搬	89
炊事雑役救護	343	陣地構築	85
自決	313	食料提供	76
量株運搬	194	友軍よりの射殺	14
四散部隊への協力	150	伝令	5
保護者とともに死亡したもの	100	患者輸送	3

出所) 防衛研修所戦史室編(1961)『沖縄作戦講和録』No.4-21

※総計は1万1,473人で、表1の総計と10人違っている。

「戦没に至る理由」のうち「壕提供」は全体の88%を占めている。「壕提供」と分類されているが、実際の状況は軍隊による壕からの住民・家族の追い出しである。そのことによって艦砲射撃や銃撃戦に巻き込まれ、死に至ることになった。「軍官民共生共死」の方針を掲げながら、軍隊

の都合が優先される下で住民は犠牲になったのである。直接的な戦場地域に住民を戦闘戦略として残したことが大きな犠牲を強いることになったのである。

子どもにとっての「自決」は、まさに集団強制死の道連れにされた結果である。子どもたちがけっして本来の意味での自決（自ら責任をとって自死すること）をしたわけではない。「友軍よりの射殺」も14名が確認されている。

まさに沖縄戦の教訓は、軍隊は住民を守らないという真実を白日の下に晒したのであり、とくに低年齢の子どもたちの命さえ軍隊によって奪われるという事実である。

2. 田井等孤児院の位置と成り立ち

米軍の侵攻と田井等収容所の成り立ち

名護・山原（やんばる）では、本島の中南部とはやや違った沖縄戦が展開された。日本軍の戦略では、伊江島が重要基地とされ、本部の八重岳を中心に軍隊が配備された。その一方、背後からゲリラ戦を担当する護郷隊（第3遊撃隊）が地元の青年たちを招集して編成された。

護郷隊は1945（昭和20）年1月、徴兵年齢前の青少年によって編成され、名護小学校で戦闘訓練を受けた後、3月23日、多野岳を拠点に各地に配置された。4月7日、米軍が名護湾に上陸すると、第一線の戦闘に投入され、ゲリラ戦を展開した。4月下旬多野岳の基地が米軍によって攻撃されるようになると、激しい戦闘に参加することになり、多くの犠牲者を出した。

他方、県当局は山原を中南部住民の疎開地と位置づけ、避難小屋の建設などの準備が進められた。1944年10月10日のいわゆる10・10空襲で、那覇市は大被害を受け、翌年1月から3月にかけての空襲で、多くの住民が山原へと避難・移動してきた。4月6日には、米軍は名護に侵攻し、8日には名護と羽地間を遮断し、八重岳に陣地を構えていた日本軍を孤立させた。住民は山奥深くに避難し、山中の避難生活を余儀なくされた。

6月中旬から7月中旬にかけて、米軍の投降勧告に応じて、捕虜となった元兵士や地元住民や避難民たちは、各地区と各字に設けられた「^{あざ}収容所」に集められた。1945年11月はじめから出身地によっては1947年3月に至って故郷への帰村が許された。つまり2年間余りの期間、収容所が存続されていたのである。

現在の名護市域でみると、当時の収容所としては羽地の田井等地区、久志の瀬嵩地区・久志地区・大浦崎地区が設定された。これらの地区や周辺に仮住まいした住民を合わせると、一時期15万人の人々が収容所生活を送っていたのである〔名護市史編さん委員会編（1988），p.83〕。

1945年4月8日には米軍は羽地に侵攻し、本部半島を分断した。すぐに田井等地区一帯は「民間収容所」とされ、多くの地元住民や本部・今帰仁などの住民、さらに中南部からの避難民が収容されてきた。田井等地区では一時期、7万2,000人に人口が急増していた。田井等地区内には軍人収容施設、憲兵本部、裁判所、警察本部、食糧配給所、人事監督署、養老院、孤児院、学校などの諸機関が設置されていた〔前掲，p.453〕。

1945年9月には市会議員選挙および市長選挙が実施され、田井等市が成立した。しかし同年10

月末には元の居住地に帰ることが許されることで、人口は急減し、実質的に田井等市は消滅することとなった。

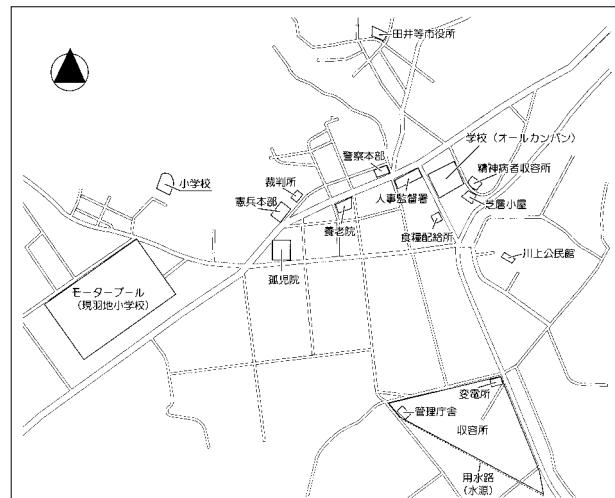
田井等収容所は、まず本部の住民とともに山原および中南部の避難民の収容所として位置づけられてきた。戦火は本部までで、ほとんどは南下していくなかで、最初で中心的な収容所となっていた。そこに田井等孤児院が設置されていたのであり、本部と中南部の戦争孤児たちが収容されていたとみることができよう。

田井等孤児院の実際と位置

田井等孤児院は、稲福保一宅に開設された。沖縄においては元孤児院であった建物が2つ現存するが、そのひとつが田井等孤児院である。もうひとつはコザ孤児院（所在地：沖縄市嘉間良）であり、両方とも強固な建物である。

田井等孤児院は50坪の母家であり、この地区で最も大きな住宅で、60人あまりの子どもたちが生活していた。終戦後、親などに引き取られる子どもたちが相次ぎ、それとともに分散する孤児院の米軍の統廃合方針によって、1946年の春に田井等孤児院はその役割を終えた。閉鎖の年月日について資料は残されていない。

図1) 田井等市の施設地図—孤児院の位置



出所)『田井等誌』121頁の「4. 田井等市の施設地図」(1945年4月当時)

収容人数に関して、「ウルマ新報」(第16号、1945年11月)によると、田井等孤児院には男児27人、女児15人で計42人が収容されていた。しかしこの収容人数は短期間で多くの孤児たちが引き取られ、変動しているのが実際である。ちなみに養老院には男性25人、女性10人の計35名が収容されていた〔字誌編集委員会編(2008), p.126〕。

稲福保一の娘の親川（旧姓・稲福）豊子氏の証言によれば、米軍上陸によって一家はヤマに避

難し、終戦によって自らの家に帰ることができるようになった。「最初、アメリカ軍の機械のようなものが入れられて」、家財道具などが運び出されていたという。事務所としての使用をしていたと考えられる。稲福家の使用で「一番長かったのは孤児院で」あったという〔字誌編集委員会編（2008），pp.125-126〕。

事務所としての使用の「次は養老院のようでした。沢山の年寄りがベッドに寝かされ、きれいな朝鮮の女の人が世話をしていて、子どもたちが行くと、お菓子をくれたりしていました」（傍点一浅井）という状況があった〔字誌編集委員会編（2008），p.126〕。

田井等孤児院の変遷は、まず米軍事務所から、次に養老院、最後に孤児院として使われた。このような民家の使用の変遷をみても、米軍の沖縄の占領政策とくに福祉政策に関しては“泥縄式”という現実があった。こうした混沌のなかで孤児院の従事者確保は収容所在者から供給をされたことは想像に難くない。その点では従事者は専門的な人材を確保できる余裕もなく、人材確保は極めて流動的な状況にあった。

孤児・孤老の救済事業は、占領政策の推進の観点から米軍にとって重要な関心事であり、米海軍は、1945年4月、侵攻中にその応急対策を立てていた。“交戦中の占領”という実態のなかで、本島内の各市（4月現在、11市）に孤児院を開設していたが、惣慶市には孤児院はなかったので、孤児院の数は、辺土名、田井等、瀬嵩、福山、漢那、石川、前原、胡差、糸満、百名の10か所だったという見解がある〔幸地務（1975），p.12〕。孤児院・養老院は沖縄諮詢会の設立とともに、米軍政府の管理から諮詢会の社会事業部に移管されることになっているが、実際には米軍が直接に管理していたのが実態であった。

「沖縄には戦前養護施設（孤児院）や保護施設（養老院）等の施設はなかったが、今次大戦において沖縄が戦場の巷と化すや、親は子を、子は親を探し、洗浄をさまよえる中に子供や老人は扶養者や保護者を失い、日常生活を営むことのできない要保護者が多数発生した。これに対し1945年4月米国海軍政府はこれらの要保護者を緊急保護対策として民衆社会事業家の協力の下に主要な住民避難部落に社会事業施設の仮収容所を設けて、該当者を収容すると共に衣食の給与等を行い保護の措置を講じられた。當時収容人員約550名を推定せらる。1946年4月沖縄民政府組織機構司令せらるるや社会事業施設事務を沖縄民政府に移管され、総務部社会事業課の直轄となる」〔沖縄群島政府社会事業課編（1951）『沖縄群島社会事業概観（第四巻）』同，pp.7-8〕という経緯であった。

1946年4月、沖縄民政府の創立とともに民政府の手に移管された。孤児院2、養老院2、孤児・養老院合同施設8の総計12か所に、孤児328人、孤老209人、総計537人が収容されていた。田井等孤児院も同様であったが、終戦後、孤児たちは家族・親族に引き取られるとともに、収容所の閉鎖の中で孤児院は縮小していくことになる。

2. 在園児の人数と生活実態

「沖縄民政要覧」（1946年）によれば、田井等孤児院（羽地村田井等）は職員数25人（養老院

と合計)、収容人員は男20人、女子13人の総計33人となっている。ただし1946年のどの時期かは明確ではない。収容人員は死亡と収容の繰り返しでかなり流動的だったことは確かである。

「ウルマ新報」(第16号、1945年11月7日付)の「身寄を求む」(連絡先は、院長の伸井間憲孝)によると、田井等孤児院には男児36人、女児33人、姓名不詳の者6人で計75人が収容されている。

同じく「ウルマ新報」(第37号、1946年4月3日付)の「身寄を求む」では、収容人数は62人(男児39人、女児22人、不明1人)となっている。そのうち名前で確認すると、「ウルマ新報」16号と37号で5か月の期間において2回掲載されており、そこで継続して名前が掲載されていたのは14名である。ということは、姓名が不明のものを除くと、55人が引き取られており、新規に入所した児童は48名である。

こうした収容児童数の変動をみると、5か月あまりで5分の4の児童は入れ替わっている。引き取りと収容が頻繁に行われていたことがわかる。

1946年11月の時点での田井等孤児院の収容人員は男児27人、女児15人、計42人が掲載されている〔「ウルマ新報」第68号、1946年11月8日付〕。ちなみに首里(60人)、百名(18人)、糸満(6人)、コザ(85人)、石川(20人)、宜野座(37人)、福山(66人)、田井等(42人)の孤児院の総計は、男児170人、女児126人で総計296人となっている。

この総計の人数は、1949年3月、首里の孤児院、養老院の収容者と養育者が移動し、同年11月に沖縄民政府が本島5カ所にあった孤児院を統合し、中華民国軍の駐屯地「チャイナ・ホーゼ」跡に開設した沖縄厚生園の収容人員209人〔沖縄県立石嶺児童園(2008)p.4〕への過渡的な数字である。1949年9月現在、福祉施設で救済を受けているものは沖縄全体で828人、そのうち孤児は596人であったと記録されている(“US Army Military Government Activities in the Ryukyus(1949), Summation no. 35, Sep 1949, Headquarters Ryukyu Commands Military Government”)。ただこの数字の内訳は明らかではない。

表3) 田井等孤児院の戦後1年半の収容人員

公表年月	男児	女児	その他	収容人員総計
1945年11月	36人	33人	姓名不詳6人	75人
1946年4月	39人	22人	不明1人	62人
1946年	20人	13人		33人
1946年11月	27人	15人		42人

出所)「ウルマ新報」第16号、第37号、第68号
「沖縄民政要覧」(1946年)

沖縄戦後1年半が経過した時点で、収容所からの帰村が行われるようになった。1945年10月には、「早くも10月には各収容地区からの『帰村』(元住んでいた村への移動)が開始され、米海軍政府指令第24号(10月14日付)によって旧中頭郡の宜野湾、浦添、中城、西原、北谷、読谷山、越來の7村は胡差市に編入された。11月には田井等地区から越來村の人々が移動(帰村)」[読谷村史編集委員会(2004), pp.278-279]している。沖縄戦直後から開設された田井等収容所の中に

開設された田井等孤児院は収容所からの帰村が始まることによって、収容所内に開設された孤児院の役割も縮小されてきた。

軍事上の必要と基地建設計画によって、住民は収容所間、地域から地域へと次々に移動させられた。米軍による移動の指示は、無計画な移動を求められることとなった。基地建設の計画は、拡大され、修正され、それから削減され、しばらく見合わせるという変更の連続であった。それで住民はその間もつねに移動しなければならなかつたのである〔沖縄県立図書館史料編集室(2000), p.6〕。

沖縄戦後の孤児院の設置と運営は、きわめて流動的で、収容と引き取りの繰り返しが続いていた。孤児院の統廃合が強引にすすめられ、田井等孤児院もそうした占領政策の流れの中で縮小・廃止という道を歩むこととなった。

ネグレクト死の実態

孤児院の実態について、「毎日のように山から運び込まれて来る小さい子どもたちは、裸にされていましたが、どの子も栄養失調でした。縁側に寝かされても翌朝までに半数は死んでいましたが、『シニイジ』と言いますが、子どもたちは汚物にまみれており、朝鮮の女の人たちがダンボールに入れて埋葬していました」〔字誌編集委員会編(2008)『田井等誌』、p.127〕という証言がある。

どの孤児院においてもそうであったが、各孤児院では栄養失調の子どもたちはせっかく戦場のなかで生き残ったのに、孤児院で死亡するケースは相当数あったことは多くの証言で確認することができる。しかし在園児童の死亡数に関して、正確な数字は残されていない。管理運営の前提でもある記録が孤児院に関して残されていないことは、米軍に都合の悪い記録は処分されたと考えた方が妥当であるといえよう。

沖縄戦における住民被害の類型

沖縄戦住民被害の類型化について、石原昌家氏の整理は貴重である。文献での整理が困難な課題であるが、氏は膨大な聞き取り調査のなかで以下のように整理をしている〔石原昌家(2013.3), pp.122-125〕。

下線の内容は、浅井が補足した項目である。

表4) 沖縄戦における住民被害の類型

- | |
|---|
| 1. 米英軍による被害 |
| ①米軍の爆撃機による空襲 |
| ②米英艦船による艦砲射撃 |
| ③地上戦闘における米軍の砲・銃撃など |
| ④米軍の「馬乗り攻撃」(避難している洞窟・壕内の出入り口や洞窟の天井部分に地上から削岩機で穴を開け、ガソリン・爆雷・ガス弾などの攻撃) |
| ⑤米軍の最高指揮官、バックナー中将の戦死に対する無差別報復攻撃 |
| ⑥米軍が収容した住民に供血の強要・断行 |

- ⑦婦女子に対する戦場・収容所内の強姦
- ⑧戦果アギヤー（米軍から物資を盗む）に際して、銃殺傷や拘禁

2. 日本軍（皇軍）による被害

(1) 日本軍に直接殺された人の態様

- ①スパイ視
- ②食料強奪
- ③避難壕追い出し
- ④軍民居住の壕内で、乳幼児が泣き叫ぶのを殺害すると威嚇（軍事機密の陣地・日本軍の動向が敵に知られてしまうのを防ぐため）
- ⑤米軍の投降勧告ビラを拾って所持しているものをスパイ・非国民視
- ⑥米軍への投降行為を非国民視
- ⑦米軍の民間収容所に保護された住民を非国民視・スパイ視して襲撃
- ⑧米軍に保護され、投降勧告要因にされた住民を非国民・スパイ視
- ⑨①、⑤～⑧への対応としての射殺

(2) 日本軍に死に追い込まれた人の態様

- ①退去命令（退去先が食料の入手困難な地域で栄養失調・悪性の戦争マラリア発生地で罹患）
- ②「作戦地域内」からの立退き、立ち入り禁止によって砲煙弾雨の中で被弾
- ③日本兵の自決の巻き添え
- ④砲撃の恐怖・肉親の死などによる精神的ショックで精神障害者になり、戦場をさまよい被弾
- ⑤日本軍による集団死の強制（日本軍の「軍官民共生共死」の指導方針の下で、命令・強制・強要・誘導・示唆・強引な説得などによって、親が子を、子が親を殺す形になったり、友人・知人同士で手榴弾・爆雷・猫いらず・縄・鍼・カマなどで集団死したりするよう仕向けた）
- ⑥砲煙弾雨の中での弾薬運搬・食糧運搬・患者の輸送等の強要
- ⑦砲煙弾雨の中での陣地構築の強要
- ⑧防衛召集以後に残存していた住民を義勇兵として強制的に編成
- ⑩避難住民に直接戦闘に参加することを強要
- ⑪軍民居住の壕内で泣き叫ぶ乳幼児を、肉親が殺害することを強要（軍事機密である陣地が敵に漏洩することを防止のため）
- ⑫立退き命令などによる肉親の遺棄（高齢者、障害者＝精神障害者・聾啞者、病人などの衰弱・被弾）
- ⑬鉄血勤皇隊などの学徒隊の強制的組織化による少年・青年の戦傷死

3. 戦争に起因する被害

- ①非戦闘地域における栄養失調（米軍が上陸しなかった地域でも食糧難のため）
- ②中毒（ソテツなど中毒を起こす植物を食糧難で食べたため）
- ③非戦闘地域における病気（衣料品の不足のため）
- ④避難民収容所内での衰弱（負傷・栄養失調）
- ⑤孤児院内での衰弱・衰弱死（負傷・栄養失調）
- ⑥養老院内での衰弱・衰弱死（負傷・栄養失調）
- ⑦住民同士のスパイ視（略）
- ⑧住民同士の食料強奪（避難民の農作物盗りに対する地主の過剰防衛）
- ⑨米軍の潜水艦攻撃による撃沈（1945年以前、沖縄一本航路の貨客船や疎開船、南洋からの引揚船が撃沈された）
- ⑩学童疎開地での衰弱（栄養失調）
- ⑪辻にいたジュリ（尾類）（遊女や芸妓）を日本軍「慰安婦」として徴用
- ⑫高齢者の戦争トラウマの発症

※住民被害以外の国別戦闘員と強制連行の戦死

- (1) 日本軍の軍人・軍属（野戦病院などでの「自決」の強要、薬殺を含む）
- (2) 米英軍人
- (3) 日本軍の強制連行による朝鮮人軍夫・朝鮮人「慰安婦」（正しくは性奴隸）

一般住民の被害者は、米英軍による攻撃の結果だけではなかった。「軍官民共生共死」の方針によって戦場に動員されたり、避難していた壕から日本軍に追い出されたり、あるいは直接に殺害されたりなど、沖縄戦と住民の戦争体験には日本本土にはない特異性がある。日本本土の戦争被害と沖縄の住民の戦争体験の決定的な違いがそこにある〔石原昌家（2013.3），p.122〕。

現存する（元）田井等孤児院（現在は民家）



2011年6月9日筆者撮影

3. 孤児院の従事者としての元日本軍「慰安婦」たち

在園児童の証言のなかから

1945年ごろ、羽地村（当時）の田井等孤児院で過ごした座霸律子さん（75歳、2008年当時）＝本部町＝と、沖縄戦中に朝鮮人軍夫が働く港近くに住んでいた友利哲夫さん（75、同）＝名護市＝が証言した。当時13歳だった座霸さんは孤児院で元慰安婦だった女性らに育てられた状況を説明しており、「ササキのおばさん」と呼ばれていた元慰安婦について「日本語は分からぬが、子どもたちの洗濯や世話をしてくれた。美人で、とても優しかった」と振り返った。孤児院近くにあった野戦病院でも元慰安婦の女性が看護師として働いていた。座霸さんは、孤児院を出た後に周りから女性らが慰安婦だったことを聞かされたといい、「慰安婦と言われてもまだ幼かったので、女性たちが何をされていたのかも分からなかった」と語っている。戦後、女性らが帰国する記事を見て、「当時は無事に帰国するんだと思ったが、女性が大変なことをされたことを後で知った。今、当時を振り返ると帰国後どんな気持ちで暮らしているのかと思うと胸が苦しい」と語っている〔「沖縄タイムズ」（2008.3.16）「孤児院で子の世話」／沖縄戦当時の従軍慰安婦〕。

孤児院従事者としての朝鮮人元「慰安婦」

「そもそも沖縄は、『慰安婦』の存在が公の場に現れた最初の地域である」〔洪ユン伸（2009），p.16〕。1992年には沖縄には131か所の「慰安所」があることを沖縄の女性たちが調査を通して明らかにしている（賀数かつ子（2009）「『沖縄県の慰安所マップ』を作成して」前掲、p.54）。

座覇律子氏の証言によれば、「孤児院には、100人位の12歳以下の子どもが収容されていた」ということである。「実際には朝鮮人の女性たち10人ほどが、あれこれと世話をしていました。慰安婦だったんでしょうか、体格が良く美人でした」（前掲、p.127）と感想を述べている。

「慰安婦」とされた女性は、朝鮮人が1,000人、沖縄の遊郭である辻出身の女性が500人、日本本土、台湾の女性も若干数いたのではないかとされている〔高里鈴代（1998），pp.454-459〕。

浦崎成子（2000）は、沖縄に駐屯した日本軍が以前どこに配備されていたかを明らかにしている。つまり沖縄の中心的な守備隊を任せられた第32軍のほとんどが、中国大陸から移動してきた部隊によって構成された軍隊であり、彼らはすでに中国で「慰安所」を部隊に同行していた経験を持っていたこと、占領軍としての性格を持ったまま沖縄に配備されてきたという経緯がある〔玉城福子（2009），p.22〕。

ただ第32軍は1944年3月15日に編成された沖縄守備隊であり、それ以前から日本軍「慰安婦」は配備されていた。とくに1941年ごろからは「従軍慰安婦」といえば朝鮮人女性という通念ができあがっていったといわれる〔福地（1986），pp.115-120〕。

沖縄には唯一の遊郭街となったのは辻（女性だけによって運営される特別地区）で、1934（昭和9）年頃には176軒以上の遊郭が建ち並び、あらゆる階層の男性たちが出入りするようになっていた。その結果、大正年間には沖縄県の年間予算の5%を占める税収があったと言われるほどの隆盛を呈し〔太田良博、佐久田繁編著（1984），「辻」の項〕、沖縄県の一大産業といえる状況を呈していた。しかし太平洋戦争が勃発すると、1944年のいわゆる10・10空襲で焼き尽くされ、遊郭街としての辻はその歴史に幕を下ろすことになった。その際、一部のジュリは慰安婦として軍に徴用されたのである。その徴用の方法や実際の人数は史料的には把握できていない。

沖縄の戦時体制の特徴は、「慰安所」の数の多さと、現地の「遊郭」（辻）から多くの女性が「慰安婦」として動員されたという点で、本土の状況とは大きく異なっている。さらに朝鮮人「慰安婦」を数多く抱えていたという点でも大きな特徴があったといえよう。

沖縄戦の終結にともなって各部隊の解散が行われることになるが、沖縄に家族・親戚のない朝鮮人等の「慰安婦」の人たちは、収容所に一時期は全島民の85%〔川平（2011），p.42〕の住民が収容されている社会状況のもとで、荒廃した野に放置されることになったのである。

朝鮮人従事者のその後の行方

朝鮮人「慰安婦」の後に、孤児院の養育係に従事した女性の行方はほとんどわかっていない。相当な人数が孤児院に関わったと思われるが、その証言も行方もほとんど確認できないのが実際である。

その理由について補足的に言っておくと、住民と「慰安婦」が物理的にも心理的にも分断されていた現実を反映していることがあげられる。「慰安所」の開設に関する住民の説得の論理に、「身近な女性や子どもを兵士の毒牙から守るために、慰安所、慰安婦は必要だという意識が、住民をも強く支配」していたために、「強姦防止策という口実」はまかり通ったのである〔高里

(1998), p.453]。心理的には明確に分断されていたのである。「朝鮮ピー」や「ピー所」という隠語は、そうした役割の梃子になったということができる。

そのうえで物理的に住民とは生活空間を分離することで、環境的には隔離政策を採ってきた。そのことで住民も安心をしてきた現実があったといえよう。同時に軍直轄の環境で、住民との接触はほとんど制限されていたことがある。事実上、住民にとっては日本軍「慰安婦」は囲い込みの中にあった。こうした政策的な環境によって日本軍「慰安婦」であった女性が孤児院の養育係として従事していても、言葉の壁も含めて彼女たちの行方は闇に葬られていったのである。むしろ意図的に闇に葬られたというべきであろう。

歴史の証拠隠滅

沖縄における孤児院研究には多くのミステリーがある。最も大きなミステリーは、孤児院に関する各孤児院の状況がわかる史料がほとんど見当たらないことである。それは米軍が持ち帰ったのか、もしくは廃棄したのか、日本・沖縄行政の関係者がしまいこんだのか、史料の行方は不明のままである。

こうした事実はわが国の戦後史のミステリーでもある。日本軍「慰安婦」に関する史料が乏しいことが問題になっているが、それは沖縄の孤児院研究においても同様である。

ただ日本軍「慰安婦」に関する史料は、2014年6月に開催された第12回日本軍「慰安婦」問題アジア連帶会議で「河野談話」(1993年8月4日、河野洋平官房長官によって出された、「慰安婦」に対する強制性を認め公式に謝罪した談話)以降に、新たに見つかった529点の資料(公文書)が内閣に提出されている〔林博史(2014.9.18)「搖るがない国家犯罪の事実」『新婦人しんぶん』〕。

戦前・戦中の史料の存在は、国家と日本軍の事實を暴き出し、戦争の真実が知られることになる。1945年8月14日、ポツダム宣言を受諾し敗戦が決まり、15日に終戦が天皇によりラジオ放送された。ポツダム宣言には、連合国による占領方針が示され、戦争犯罪に関する処罰が明記されていた。

こうした情勢のなかで戦争責任の追及を恐れた軍部や政治家などは、「証拠を隠滅する」という方策をとったのである。閣議によって機密書類の焼却が決定され、軍部はもちろんのこと、市町村レベルまで、戦争に関する機密書類を焼くようにという通達が出されたのである〔吉田裕(1997), pp.127-130〕。天皇への侍従武官府の上奏資料も焼却されており(久保亭・瀬戸源『国家と秘密隠される公文書』集英社新書、2014年、31頁)、戦争責任に関する重要書類は焼却されている。

ある軍事研究者は、陸海軍が「残すことを決めた文書類以外で焼却を免れたのは、おそらく0.1%にも満たなかったと思われる」[田中宏巳編(1995), p.X]と推定している。ほとんど戦争遂行に関する史料は闇に葬られたのである。多くの兵士がどこでどのような死に方をしたのかもわからないままになっていることも、また沖縄だけでなく、本土における孤児院のなかで子どもたちが大量に死亡した事実に関しても不明な状況のままであることは、こうした敗戦直後の「証拠隠滅」策に起因しているといえよう。

4. 田井等孤児院と朝鮮人「慰安婦」

日本軍「慰安婦」たちはどこへ行った？

どのような経路で孤児院に移動してきたのか、移動の指示はどの部署から行われたのか、孤児院から郷里や母国に帰ったことについて、どのような手続きのなかで帰国・渡航ができたのかなどについて、ほとんど未解明なままでいる。

朝鮮出身の軍人・軍夫は捕虜収容所に収容されていたが、朝鮮出身の女性たちは沖縄や九州出身の元「慰安婦」たちと同様に、宜野座や田井等（現・名護市）などの民間人収容所に入れられていた。宜野座や田井等では、朝鮮人女性たちが孤児院や野戦病院に従事していたことが証言者によって目撃されている。孤児院には避難中に親・家族とはぐれ、栄養失調とシラミや汚物にまみれた子どもたちが毎日運び込まれてきていた。

田井等孤児院では、朝鮮の女性10名ほどが世話係として従事していたという証言がある。この証言は当時の収容児童であった座霸律子さんのものである〔女性たちの戦争と平和資料館編（2012），p.45〕。

ただ史料的にはその人数に関しては確認するものはない。『沖縄民政要覧』（沖縄民政府総務部調査課、1946年4月から12月末までの戦後最初の行政統計）によれば、職員数は25人で男女比は不明である。ちなみに収容人員は33人（男子20人、女子13人）である。収容人員33人に対して職員25人はかなり多い配置でもあるが、この人数は養老院の職員を含めた人員である。

生きるための孤児院での従事

当時の孤児院には孤児の収容という側面とともに、身寄りのない人たちのシェルターとしての役割をも果たしていたのではなかろうか。渡嘉敷島の慰安所で従事したペ・ポンギさんは「女中で使ってくれませんか」という一つ覚えのたどたどしい日本語を使って店を転々として客を取り、放浪をしながら沖縄戦後の生活をはじめた〔川田文子（1987），p.60〕。また日本軍の管理の下にあった朝鮮人「慰安婦」たちの戦後は、「私の帰る国はない…」という厳しい現実であった〔福地（1992），pp.193-198〕。

証言の中には朝鮮人の養育者に関して、「朝鮮ピー」と呼んでいたことが語られることがある。孤児院の子どもたちもそうした侮蔑語を使うこともあったと記憶されている。「朝鮮ピー」とは、「慰安婦」のことを指す隠語である。「ピー」とは、女性の性器を表す中国語の隠語からきているといわれている。「慰安所」は「ピー屋」と呼ばれていた。

こうした証言などを踏まえると、日本軍の惨敗により、朝鮮人「慰安婦」たちは慰安所から「解放」されて、放浪生活を余儀なくされたのである。こうした状況の中では孤児院や養老院は生き延びるために施設でもあったのであろう。統治者である米軍が元「慰安婦」の女性たちを組織するほどの統治能力があったとは考えられない。自力で自らの生活の場を探し求めて来たのであろう。

1945年10月、11月の米軍報告書「沖縄から送還朝鮮人名簿」によれば、総数1,584人のうち97

人は女性であろうと記録されている（第120回国会参議院会議録第13号抜粋、1991年4月1日）。比率でみれば6%であり、圧倒的に女性は少ない。

米軍の軍政活動報告には、朝鮮人慰安婦の管理が各地区で問題となり、10月には約150人を送還する計画を立て、11月には引き揚げが完了している。1945年11月に、朝鮮人「慰安婦」40人がキャンプ・コザに集められ、そのほかの収容所から集められた110人と合わせて、150人が朝鮮に引き揚げられたと記録されている〔沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室（2005）〕。「母国に送還されたる予定の朝鮮女性名簿」147人分が史料として確認をされている〔女性たちの戦争と平和資料館編（2012），p.45〕。

しかしひ・ポンギさんのように、引き揚げ船に乗ることもできず、沖縄で生涯を閉じた方々も少なくなかったであろう。また「こんなに汚れたからだでは帰れない」と帰国をあきらめて沖縄や日本に残った元「慰安婦」の人たちもいた。このような判断をせざるをえなかった人々は少なくなかったであろう。戦争が終わっても「慰安婦」被害者のその後は厳しく辛い生活であったと思う。

5. あらためて日本軍「慰安婦」問題を考える

日本軍「慰安婦」問題をめぐる異様なキャンペーン

日本軍「慰安婦」問題に関して、朝日新聞は2014年8月5、6日付で「吉田証言」の内容を虚偽と判断し、記事を取り消すことを表明した。その後の朝日新聞バッシングは異常ともいえる状況を呈している。そのバッシングの目的と構造は、「慰安婦」問題での日本軍の責任と強制性を国際的に認めたうえで、謝罪を表明した「河野洋平官房長官談話」（1993年8月4日）の撤回に向かっている。そのうえで「河野談話」に代わる新たな安倍談話を出すことがめざされている。

「河野談話」の「維持・継承すべき積極的な諸点」と「克服すべき点」という二面性を持っていることも押さえておくべきである〔吉見（2014、夏季号），pp.2-4〕。

問題は、国際的な論議と裁判による事実確認の到達点をほとんど無視して、朝日新聞バッシングとキャンペーンが行われ、日本軍「慰安婦」問題の捉え方に關して加害者と被害者という基本構造さえ否定して展開されていることである。癒しがたい人権侵害に対する想像力が問われている課題でもある。残念ながら歴史の事実を修正する企てが今日ほど大手を振って論じられている時代はなかったといえよう。

しかし、すでに国際的にみれば、日本軍「慰安婦」問題は、その責任と強制性は確認がされているといつてもよい。吉見義明氏が2013年6月4日に発表した「橋下徹市長への公開質問状」(<http://ajwrc.org/jp/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=804>)に添えられた別紙「日本軍・日本政府による軍慰安所制度の創設・運用等に関する資料」で、「1. 軍慰安所の設置と徵募、2. 徵募・渡航の方法・条件を指示、3. 軍慰安所の監督・統制、4. 軍慰安所の衛生管理、5. 軍紀風紀維持に關連して」15あまりの通牒（通知）、規定、業務日誌、文書などが史料として明示されている。ここではその史料を紹介する紙幅はないが、「5. 軍紀風紀維持に關連して」の史料をあげておくと、陸軍省は、「事変地に於ては特に環境を整理し慰安施設に關し

周到なる考慮を払ひ、殺伐なる感情及劣情を緩和抑制することに留意するを要す」（陸軍省副官送達「支那事変の経験より觀たる軍紀振作対策」1940年5月）ことを、関係陸軍部隊に送達していることが紹介されている。

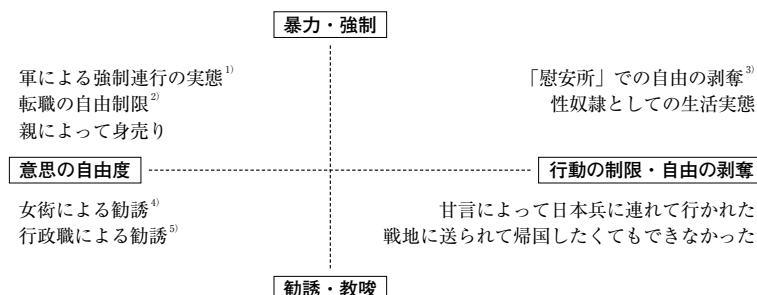
日本軍「慰安婦」問題の“強制性”をめぐる論議について、「日本軍による強制連行がなかつたのであれば日本に責任はない」という主張が繰り返し述べられている。また橋下徹・大阪市長は2014年5月13日、従軍慰安婦問題について「軍の規律を維持するには当時は必要だった」と述べ、「銃弾が雨・嵐のごとく飛び交う中で、命を懸けて走っていく時に、猛者集団、精神的に高ぶっている集団をどこかで休息させてあげようと思ったら、慰安婦制度が必要なのは誰だって分かる」と発言をした。

強制とは「権力や威力によって、その人の意思にかかわりなく、ある事を無理にさせること」である。強制性の概念操作によって、日本軍「慰安婦」問題を修正し偽造する策動も顕著になっている中で、あらためて日本軍「慰安婦」問題における強制性の捉え方について整理しておきたい。

日本軍「慰安婦」問題をめぐって、①強制連行に焦点があてられているが、強制性は、連行という慰安所への入り口の段階の問題に矮小化されていること、②性的行動に関する自己決定・意思を無視した強制性の問題であり、相手を拒否する自由が奪われている状況として捉える事実関係であること、③慰安所から移動して他の職業を選べる自由権の剥奪の現実問題として捉えること、④強制性の概念をめぐって、暴力や脅迫をともなった連行の方法や金錢による誘導や教唆などさまざまな強制性のレベルと方法があることを確認しておくべきである。

図式化してみると、暴力・強制と勧誘・教唆の軸と、意思の自由度と行動の制限・自由の剥奪の軸をたてて検討することで整理しておく。

図2)【日本軍「慰安婦」をめぐる“強制性”的捉え方】



註1)「日本人と朝鮮人の青年から『金もうけができる仕事があるからついてこないか』と誘われて、これに応じたところ、釜山から船と汽車で上海まで連れて行かれ、窓のない30ぐらいいの小さな部屋に区切られた『陸軍部隊慰安所』という看板が掲げられた長屋の一室に入れられた」（「釜山『従軍慰安婦』・女子勤労挺身隊公式謝罪請求訴訟」の広島高裁判決（2001年3月29日））

2) 徴用・募集によって特志看護婦や軍需工場への応募などによって、強制的に「慰安婦」にされたケースで、逃げる自由はまったく奪われていた。

3) 多数の軍人相手の性行為の強要とともに暴力支配の下での生活であった

4)「女紹介人」という男性に騙されて沖縄に連れて来られた（川田、『赤瓦の家』）

5)「1か月30円、親孝行できるよ」と巡査と村長が勧誘したケース（福地、122頁）

まとめにかえて—戦争が生みだす地獄の近接領域としての孤児院と「慰安所」—

2015年は沖縄戦および第二次世界大戦終結70年である。戦後から今日まで70年間、わが国は戦争に直接参戦することなく歩んできた。この事実は憲法第9条があり、戦争をしない国のままでという国民のねがいと運動が根強く存在していることにある。

しかし今日の集団的自衛権行使の容認という閣議決定（2014年7月1日）が行なわれ、その後の法整備などが予定されているなかで、日本の最高法規である憲法に定められた正規の手続きを経ることなく、憲法第9条を骨抜きにしてしまう暴挙が安倍政権によって強行されたという事態を迎えている。

このような時代状況のもとで、沖縄戦と孤児院、沖縄における日本軍「慰安婦」の存在は、戦争がいかに人間の存在を否定する行為となるのかを歴史的に示している。

とくに拙稿をまとめるにあたって、言わなければならないことは、戦争はその過程だけでなく、終結後も地獄を生み出し、多くの弱者が犠牲になっていくという歴史的事実である。孤児院の研究は、沖縄だけでなく、日本本土の孤児院（現在の児童養護施設）の実状は、戦争が終っても最も弱い存在である子ども、女性、他国籍の人々を苦しめてきた事実を浮き彫りにしている。

「慰安所」制度は、戦時体制における構造的な女性への人権侵害であったし、そこで行われたのは「慰安」などという内容ではなく、強姦・性暴力そのものであったという視点の獲得こそが求められている。

戦後70年の年は、戦争への真摯な反省を共有する年として再出発するチャンスである。どのような安倍談話が世界に発信されるのかが国際的に注目されている。

【引用文献】

- ・浅井春夫（2013）「沖縄戦と孤児院」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』第15号
- ・浅井春夫（2014）「コザ孤児院と高橋通仁院長の歩み」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』第16号
- ・浅井春夫（2014）「コザ孤児院の四年間とその歴史的意義」『KOZA BUNKA BOX』第10号
- ・石原俊（2013）『〈群島〉の歴史社会学』弘文堂
- ・大田昌秀（1982）『戦争と平和』日本社会党中央本部機関紙局
- ・防衛研修所戦史室編（1961）『沖縄作戦講和録』陸上自衛隊幹部学校
- ・名護市史編さん委員会編（1988）『名護市史・本編11 わがまち・わがむら』名護市役所
- ・字誌編集委員会編（2008）『田井等誌』名護市字田井等
- ・幸地務（1975）『沖縄の児童福祉の歩み』自家製版
- ・沖縄群島政府社会事業課編（1951）『沖縄群島社会事業概観（第四巻）』同
- ・「ウルマ新報」（第16号、1945年11月7日付）
- ・「ウルマ新報」（第37号、1946年4月3日付）
- ・「ウルマ新報」（第68号、1946年11月8日付）

- ・沖縄県立石嶺児童園（2008）『創立50周年記念誌』同
- ・US Army Military Government Activities in the Ryukyus (1949), Summation no. 35, Sep 1949, Headquarters Ryukyu Commands Military Government
- ・読谷村史編集委員会（2004）『読谷村史 第5巻資料編4』（2004）「戦時記録 下巻」, pp.278-279
- ・沖縄県立図書館史料編集室（2000）『沖縄県史 資料編9 Military Government Activites Reports (現代1) (原文編)』沖縄県教育委員会
- ・石原昌家（2013.3）「沖縄戦と米軍占領のオーラルヒストリー—証言をどう読み取るか」『歴史と民俗』29号、神奈川大学日本常民文化研究所編
- ・「沖縄タイムズ」（2008.3.16）「孤児院で子の世話」／沖縄戦当時の従軍慰安婦
- ・洪ウン伸（2009）「沖縄戦と朝鮮人『慰安婦』」日韓共同「日本軍慰安所」宮古島調査団著、洪ウン伸編『戦場の宮古島と『慰安所』—日韓共同「日本軍慰安所」宮古島調査報告—』なんよう文庫
- ・賀数かつ子（2009）「『沖縄県の慰安所マップ』を作成して」前掲
- ・高里鈴代（1998）「強制従軍『慰安婦』」、那覇市総務部女性室 那覇女性史編集委員会編『なは・女のあしあと 那覇市女性史（近代編）』ドメス社
- ・浦崎成子（2000）「第4章 沖縄戦と軍『慰安婦』」VAWW-NETJAPAN 編『「慰安婦」戦時性暴力の実態 [I]』緑風出版
- ・玉城福子（2009）「沖縄の『慰安所』研究の再考：一住民の役割に注目して—」大阪大学人間科学部『年報人間科学』第30号
- ・福地曠昭（1986）『哀号・朝鮮人の沖縄戦』月刊沖縄社
- ・沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室（2005）『沖縄県史 資料編20 軍政活動報告（和訳編）（現代4）』沖縄県教育委員会
- ・太田良博、佐久田繁編著（1984）『沖縄の遊廓—新聞資料集成—』月刊沖縄社
- ・林博史（2014.9.18）「揃るがない国家犯罪の事実」『新婦人しんぶん』
- ・吉田裕（1997）「敗戦前後における公文書の焼却と隠匿」『現代歴史学と戦争責任』青木書店
- ・女性たちの戦争と平和資料館編（2012）『軍隊は女性を守らない—沖縄の日本軍慰安所と米軍の性暴力—』同
- ・川田文子（1987）『赤瓦の家—朝鮮から来た従軍慰安婦—』筑摩書房
- ・吉見義明「『河野談話』をどうみるか」『季刊戦争責任研究』第82号、2014年夏季号、pp.2-4)

【参考文献】

- ・鈴木裕子、山下英愛、外村大編（2006）『日本軍「慰安婦」関係資料集成』明石書店
- ・吉浜忍（1999）「10・10空襲と沖縄戦前夜」『沖縄戦研究 2』（財）沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編 沖縄県教育委員会発行
- ・2003年度 沖縄県受託事業（2004.3）『旧軍飛行場用地問題調査・検討 報告書』財団法人 南西地域産業活性化センター
- ・福地曠昭（1992）『オキナワ戦の女たち—朝鮮人従軍慰安婦』海風社

- ・石原昌家編（2011）『ピース・ナウ沖縄戦』法律文化社、2011年
- ・岩波書店編『記録 沖縄「集団自決」裁判』（2012）岩波書店
- ・石原昌家、仲地博、C・ダグラス・ラミス編（2006）『オキナワを平和学する！』
- ・石原昌家（2007）「戦中・戦後沖縄の歴史体験と歴史認識」三谷博・金泰昌編『東アジア歴史対話—国教と世代を超えて』東京大学出版会
- ・金一勉編著（1977）『戦争と人間の記録・軍隊慰安婦』現代史出版会
- ・川田文子（1987）『赤瓦の家』筑摩書房
- ・川田文子（2005）『イアンフとよばれた戦場の少女』高文研
- ・川平成雄（2011）『沖縄 空白の1年』吉川弘文館、p.42
- ・志位和夫「歴史の偽造は許されない—『河野談話』と日本軍「慰安婦」問題の真実」「しんぶん赤旗」2014年3月14日付
- ・日本共産党「歴史を偽造するものは誰か—『河野談話』否定論と日本軍「慰安婦」問題の核心」「しんぶん赤旗」2014年9月27日付
- ・琴秉洞編・解説（1992）『戦場日誌にみる従軍慰安婦極秘資料集』緑蔭書房
- ・特集「『慰安婦』が見た日本軍」『DAYS JAPAN』（2014. 10）
- ・特集「『慰安婦』100人の証言」『DAYS JAPAN』（2007. 6）
- ・那覇市総務部女性室編（2001）『なは・女のあしあと 那覇女性史（戦後編）』琉球新報社
- ・島山淳（2013）『沖縄／基地社会の起源と相克』勁草書房
- ・マグヌス・ヒルシェフェルト著、高山洋吉訳（2014）『戦争と性』名月堂書店
- ・「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター編（2013）『「慰安婦」バッシングを超えて』大月書店
- ・歴史学研究会・日本史研究会編（2014）『「慰安婦」問題を／から考える』岩波書店